

感染防止対策事業所リフォーム事業費補助金のご案内

補助金制度の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者が、来客等への感染防止対策として行う、事業所・店舗などのリフォーム工事の経費を補助します。

○ 補助対象者

次に該当し、補助対象の要件をすべて満たす必要があります。

- 1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人を含む）
- 2 宮古市内に来店型店舗を経営する中小企業者または個人事業者で、小売業、飲食業、生活関連サービス業など（対象業種は別添チラシのとおり）を営む者
- 3 市税を納付していること

○ 補助対象の要件

- 1 事業所等のリフォーム工事後も、当該事業所等における営業の継続が確実にであると認められること
- 2 当該事業所等の所有権又は使用権限（賃貸借契約及び所有者の同意）を有すること
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと

○ 補助対象者とならない方

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する方
- 2 政治団体
- 3 宗教上の組織又は団体
- 4 補助金の趣旨に照らして適当でない方

○ 補助対象事業所等の要件

次のすべての要件を満たすことが必要となります。

- 1 申請者が事業の用に供している建物であること
ただし、併用住宅の場合は、事業の用に供している部分に限る
- 2 宮古市内にある事業所等であること
- 3 この補助金をこれまでに受けた事業所等でないこと
※ 事業者単位ではなく、店舗ごとにご利用いただけます

○ 補助対象事業の要件

次のすべての要件を満たすことが必要となります。

- 1 新型コロナウイルス感染症、その他の感染症の防止・予防を目的としたリフォーム工事であること
- 2 当該リフォームに要する経費が20万円（税込み）以上であること
- 3 市内施工業者によるリフォーム工事であること
※ 市内施工業者とは、宮古市内に本店を有する法人又は宮古市内に住所を有する個

人を指します

○ 補助対象となる経費

1 内装工事

間仕切り設置、レイアウト変更、感染防止のための抗菌資材を使用した工事 など

2 衛生設備工事

非接触型トイレ自動洗浄、便座自動開閉設備、洗面所自動水栓、高機能換気設備への改修、網戸設置 など

3 その他設備工事

非接触型自動ドア など

4 空調設備工事

上記1～3のリフォームとあわせて行う高機能エアコンへの改修

○ 補助対象とならない経費

1 門、塀等の外構工事

2 消耗品、備品など取り外し可能な製品の購入費

3 リフォーム前後で機能を同水準とする設備の更新費

○ 補助金の額

補助対象事業に要した経費（税込み20万円以上）の3分の2以内の額（千円未満切り捨て）を補助します。

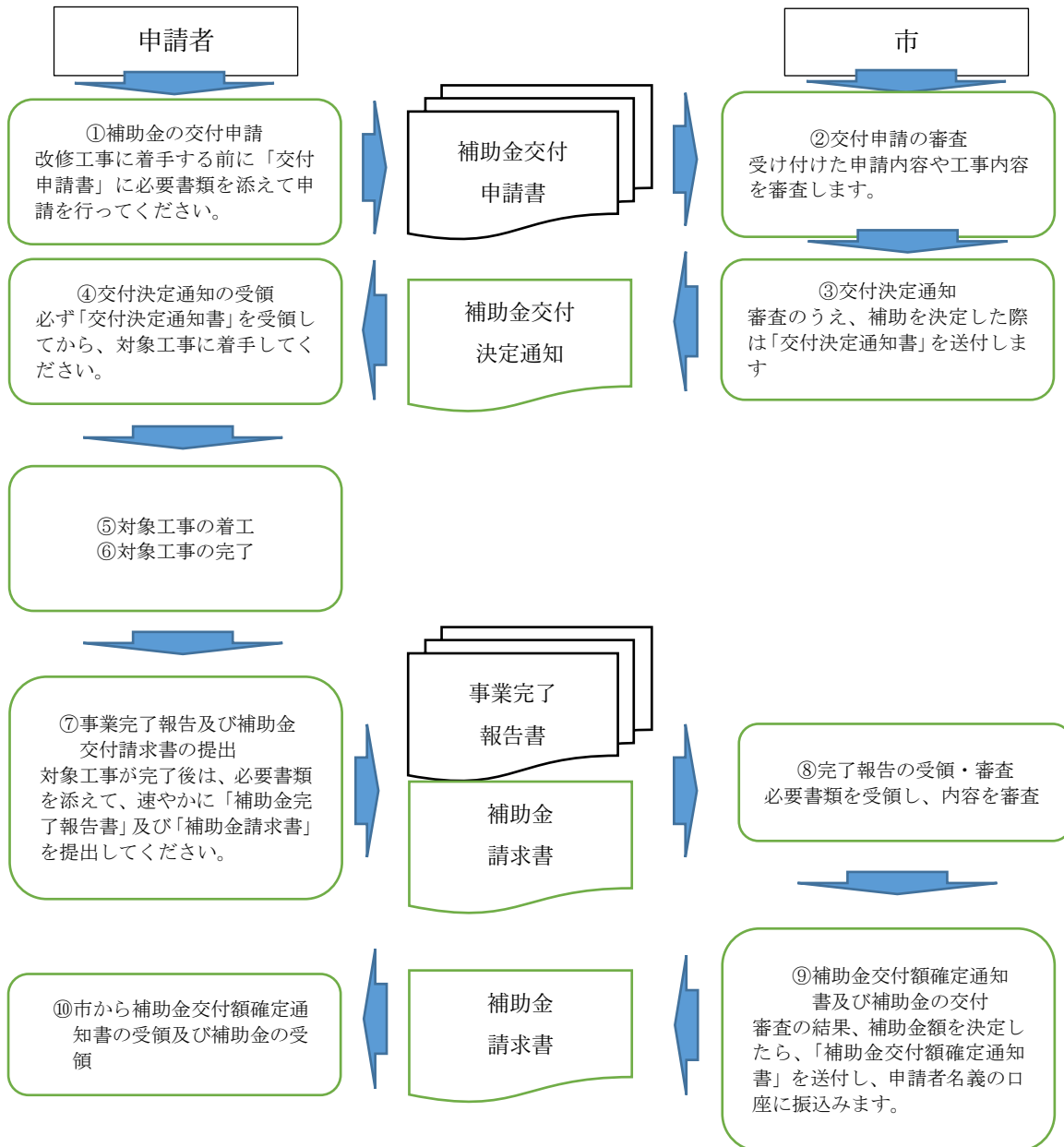
ただし、補助の上限額は50万円です。

○ スケジュール

申請受付期間：令和3年4月19日（月）から令和3年6月30日（水）

工事完成期限：令和3年9月30日（木）

補助金交付申請の手順(交付までの流れ)



- ※ 工事業者と相談のうえで、申請書類の提出および完成届の提出の手続きを、工事業者にお願いしてもかまいません。
- ※ 補助金交付決定通知書を受けた後に、対象事業を変更する場合は、市に変更申請を提出し、変更承認を受ける必要があります。
(ただし、工事内容の変更で、補助金額に変更を生じないものは除く。)
- ※ 補助金交付決定通知書を受けた後に、対象事業を取りやめる場合は、廃止の決定を受ける必要があります。

○提出書類

提出時期	提出書類	提出部数	添付書類
(当初) 工事着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書 ・ 事業計画書 	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業の明細がわかるもの（見積書、明細書、契約書の写し等） ・ 状況写真及び対象事業の計画図面 ・ 登記事項証明書、確定申告書、営業許可書等の写し ・ 登記事項証明書（建物） ・ 所有者の承諾書及び賃貸借契約書の写し
(変更) 変更前早い時期 (廃止) 取止め事由発生後早い時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金変更承認申請書 	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業の変更内容のわかるもの（見積書、明細書、契約書の写し等）
(完了) 完了後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金完了報告書 ・ 補助金交付請求書 	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書の写し ・ 工事着手前、工事完了後の写真（工事前後が比較できるもの） ・ その他市長が必要と認める書類

【補助金を申請される皆様へお願い】

審査を円滑に進めるため、下記の書類を申請書に添えてご提出くださいますようお願いいたします。

- ・ 使用する資材（トイレ、壁紙、エアコンなど）が感染症対策上有効であることを示す資料（カタログ等の写し）
- ・ 申請者が個人の場合、事業実態が確認できる資料（開業届、営業許可証、青色申告書の写し、商工会議所の会員証など）